

平成 23 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ながの東急百貨店
 代表者の役職名 取締役社長 中島 雅之
 (JASDAQ コード番号9829)
 問い合わせ先 経営統括部担当部長 島田芳雄
 T E L 026-226-8181

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 4 月 20 日開催予定の第 53 期定時株主総会に「定款一部変更」に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で責任を免除できる旨並びに社外取締役及び社外監査役として独立性の高い優秀な人材を確保するために社外取締役及び社外監査役の責任を法令の定める限度に制限できる契約を締結できる旨を定めるため、会社法第 426 条及び第 427 条に基づき、変更案第 29 条（取締役の責任免除）、変更案第 30 条（社外取締役との責任限定契約）、変更案第 38 条（監査役の責任免除）、変更案第 39 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。

なお、第 29 条及び第 30 条の新設を本総会の議案として提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線 は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変 更 案 |
|------------------------------|---|
| 第 1 条) (条文省略) 第 28 条 | 第 1 条) (現行どおり) 第 28 条 |
| (新 設) | <u>(取締役の責任免除)</u> 第 29 条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役 <u>(取締役であった者を含む。)</u> の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過 失がないときは、法令が定める限度額の範囲 内で、その責任を免除することができる。 |
| | <u>(社外取締役との責任限定契約)</u> 第 30 条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取 締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、 善意でかつ重大な過失がないときは、法令が 定める額を限度として責任を負担する契約を 締結することができる。 |
| 第 29 条) (条文省略) 第 35 条 | 第 31 条) (現行どおり) 第 37 条 |

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変 更 案 |
|------|--|
| | <p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p><u>第 38 条</u> 当社は、取締役会の決議をもって、<u>監査役</u> (<u>監査役であった者を含む。</u>) の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p><u>第 39 条</u> 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p><u>第 36 条</u> ? (条文省略)</p> <p><u>第 43 条</u></p> <p><u>第 40 条</u> ? (現行どおり)</p> <p><u>第 47 条</u></p> |

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 4 月 20 日 (水曜日)
定款変更の効力発生日 平成 23 年 4 月 20 日 (水曜日)

以上